

東日本学生拳法連盟規約

第一章 総則

第1条 本会は東日本学生拳法連盟と称す。

第2条 本連盟は加盟大学拳法部の全部員及び第6条の役員を以って構成する。

第3条 本連盟の事務所は大田区池上7-30-18に置く

第二章 目的

第4条 本連盟は以下の目的を日本拳法の発展に寄与する。

- (一) 日本拳法を通して全加盟大学拳法部の発展と親睦を計る。
- (二) 日本拳法の各種大会に参加する。
- (三) 学生拳法の技術及び精神の向上を計る。

第三章 事業

第5条 本連盟はその目的を達成するために以下の事業を行う。

- (一) 日本拳法東日本大学リーグ戦
- (二) 日本拳法全国大学選抜選手権大会
- (三) 矢野杯争奪日本拳法東日本大学個人選手権大会
- (四) 日本拳法大学選手権大会
- (五) 全日本学生個人選手権大会
- (六) 全日本大学拳法選手権大会
- (七) 日本拳法大学新人戦
- (八) その他学生拳法の発展親睦を計り、連盟の健全なる運営をする為必要と認められる事業。

第四章 役員・委員

第6条 本連盟に次の役員・委員を置く。

(役員)	(委員)
会長 1名	委員長 1名
副会長 1名	副委員長 3名
顧問 若干名	書記長 1名
参与 若干名	会計長 1名
理事長 1名	総務長 1名
副理事長 1名	渉外長 1名
常任理事 若干名	総務 4名
理事 若干名	
監事 若干名	

第7条 役員は加盟参加OB及び有識者をもって構成する。

第8条 会長及び副会長は本連盟に貢献があり、理事会及び総会で推挙された者がその任につく。

第9条 顧問は、会長が理事会の同意を得て委嘱し、会長の諮問に応ずる。

参与は、会長が理事会の同意を得て委嘱し、理事会に諮問応ずる。

第10条 理事長・副理事長は理事の互選により選出される。

第11条 常任理事は理事長が理事の内から選出する。

第12条 理事は各OB会より1名以上を選出してこれにあてる。

第13条 監事は会計の監査にあたる。

第14条 役員任期は2年とする。ただし重任再任を防げない。

第15条 委員は加盟参加校より選任された学生により構成する。

第16条 委員長は加盟参加校を代表し、連盟業務を執行する。

第17条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは職務を代行する

- 第18条 書記長は連盟の記録を行う。又書く会議の議事録を作成し、これを保存する。
- 第19条 会計長は連盟の会計事務を行う。
- 第20条 総務長は総務事項を処理する。
- 第21条 渉外長は連盟の同意をもって連盟の渉外事項を処理する。
- 第22条 連盟委員は各加盟大学拳法部において、一名任命される。
- 第23条 連盟委員の任期は一年とする。ただし重任再任を防げない。
- 第24条 連盟委員幹部は、連盟本部において、前年度幹部によってこれを選出する。
- 第25条 本連盟委員の任期は2月1日より翌年の1月31日までとする。

第五章 会議

- 第26条 本連盟を運営するにあたり、次の会議を行う。
- (一) 総会
 - (二) 理事会
 - (三) 委員会
 - (四) 主将主務会議
- 第27条 総会は本連盟の最高決議機関であり、全役員及び委員を以って構成する。
- 第28条 理事会は、会長・副会長及び常任理事・理事を以って構成する。
理事会は必要に応じて、理事長が召集しその議長となる。
緊急を用する場合は、総会にかわり決議することができる。
- 第29条 委員会は委員幹部及び委員で構成され、委員長が召集し議長となる。
その決議事項は主将主務会議、理事会の承認を得て発行される。
- 第30条 主将主務会議は加盟参加校の主将主務により構成され、委員長が招集する。
- 第31条 各加盟校は主将主務会議に議案を提出する権利を有する。
その場合は、まず議案を委員長に提出する。

- 第32条 委員長は主将主務会議の召集の際議題を提出する。
- 第33条 上記の各会議はいずれも構成員の2/3以上の主席を以って定足数とし、その過半数を以って承認される。
- 第34条 本連盟の目的達成の為に、助言をする機関として監督会を設ける。
監督会は、本連盟の要請及び必要に応じて監督会世話人が召集する。

第六章 会計

- 第35条 本連盟の収入は次の通りとする。
- (一) 加盟参加校の連盟費及び分担金
 - (二) 大会に伴う収入
 - (三) 寄付金
 - (四) その他
- 第36条 会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。
- 第37条 連盟の収支予算は連盟委員会が編成し、主将主務会議の承認を要す。
- 第38条 本連盟の収支予算は監事の監査を経て、理事会へ報告することを要す。
- 第39条 本連盟は理事会の決議により、特別会計を設けうるができる。

第七章 加盟資格

- 第40条 参加大学拳法部は部長・監督・主将・主務を置くことを要し部員は5名以上とする。
- 第41条 連盟費及び分担金を納入し得ることを要す。

第八章 加盟手続き

第42条 本連盟の加盟手続きは次の通りとする。

- (一) 連盟に対し責任者が所定の手続きにより加盟を申請する。
- (二) 委員会は申請に基づいて、加盟申請大学拳法部の資格を検討する。
- (三) 委員会に於いて検討した結果により、理事会において加盟の是非を決定する。
- (四) 新規加盟大学拳法部は部長名により連盟規約を遵守する念書を理事会に提出する。

第九章

第43条 本連盟は大学拳法部にたいして追徴金及び出場停止等の罰則を課することができる。

第44条 大学拳法部は次の理由により資格を失う。

- (一) 解散
- (二) 除名

第45条 大学拳法部が次の各項に該当するときは、理事会において2/3以上の承認を得た時にこれを除名することが出来る。

- (一) 本連盟の名誉を傷つけたる場合
- (二) 本連盟の目的に反する行為をした場合

第十一章 招待校制度

第46条 本連盟は未加盟校より出場要請があった場合は、連盟が承認し出場する事ができる。

第十二章 附則

第47条 本規約に示されていない事項については、連盟委員会が理事会の承認を得てこれを行う。